



報道関係者 各位

令和 8 年 5 月 19 日
名取市総務部税務課

令和 8 年度軽自動車税の課税誤りについて

令和 8 年度軽自動車税の算定において、一部の車両に対し、本来適用すべき税率よりも低い税率で誤って賦課決定を行い、納付書等を発送した事実が判明いたしました。

1. 対象台数・対象者数
2,408 台・1,391 名

2. 原因
令和 7 年 4 月 2 日から令和 8 年 4 月 1 日までに登録された軽自動車の一部について、税額算定の基礎となる「初度検査年月」の情報が不足した結果、誤った税率が適用されたもの。

3. 対応
口座振替でお支払いの納税義務者分については、更正決定通知書にて正しい税額をお知らせした上で、当初予定のとおり 6 月 1 日（月）に更正決定後の税額で口座振替を行います。

納付書でお支払いの納税義務者分については、正しい税額での更正決定通知書と差額分の納付書を後日発送します。

4. 再発防止策
今後、課税に係る作業毎の確認を複数名で行う等、確認体制の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

【問い合わせ】

名取市 総務部 税務課 尾形

TEL : 022-724-7114

FAX : 022-384-2192